

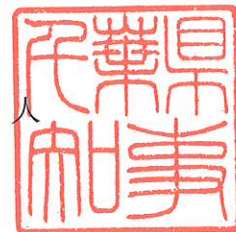
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県船橋市西浦二丁目16番1号

氏 名 オリックス環境 株式会社
代表取締役 山下 英峰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和2年3月9日

許可の有効年月日 令和7年1月13日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物, 自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）, ウ 紙くず, エ 木くず, オ 繊維くず, カ 動植物性残さ, キ 金属くず（自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）, ク ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物, 自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）, ケ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）, コ ばいじん, サ 処分するために処理したもの（施行令第2条第13号廃棄物）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成22年1月14日	新規許可
令和2年3月9日	更新許可
令和3年4月27日	変更届（役員変更）
令和5年5月9日	変更届（代表者変更, 役員変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。